

西京職域サポートローン

B-24-①

(2023年4月3日現在)

商品名	西京職域サポートローン ※本制度は、当金庫と事業所と合意のうえ、従業員等の福利厚生や取引深耕を目的として、当該事業所の従業員等に金利を優遇する商品です。
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 ・当金庫と事業所（法人および個人事業主）との間で職域サポート契約を締結する事業所の代表者および従業員の方。 ・当金庫の営業地区内（注1）に居住もしくは勤務されている方。 ・満18歳以上で、安定継続した収入のある方。 （自動車関連資金については、満20歳以上となります）
資金用途	ご本人または家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金で次に該当するもの。 ① 自動車関連資金 ② 教育関連資金 ③ 住宅・リフォーム関連資金 ④ ①②③を資金用途として、当金庫*を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金 ※当金庫の基金保証付ローンについては、西京職域サポートローン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン、無担保住宅ローン（いずれもプライム、エコを含む）の借換え資金に限ります。
ご融資金額	・1万円以上500万円以内（1万円単位） ただし、プライム申込金額を含むすべてのしんきん保証基金保証付ローン（住宅ローンは除く）との合計で3,000万円以内となります。
ご利用期間	・3か月以上10年以内（元金返済据置は6か月以内）
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。（固定金利型）
ご返済方法	・毎月元金均等返済または元利均等返済でボーナス月増額返済の併用も出来ます。 ・ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%までとします。
保証人・担保	・しんきん保証基金が保証いたしますので必要はございません。
保証料	・ご融資利率に含まれますので、別途お支払いいただく必要はございません。
手数料	・返済条件を変更する場合や一部繰上返済を行う場合は、所定の事務手数料が必要となります。 ・なお、融資事務手数料1,100円（消費税込）は不要とします。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在のご融資利率やご返済額の試算等については、当金庫窓口までお問い合わせください。

（注1）当金庫の営業地区は下記の通りです。

- ・ 東京都23区、三鷹市、武蔵野市、西東京市、東久留米市、小金井市、調布市、小平市、国分寺市、府中市、東村山市、清瀬市、東大和市
- 埼玉県新座市、朝霞市、和光市、所沢市、入間市、狭山市、志木市